

改訂保存版

令和2年7月9日

京都市立明徳小学校
校長 岡本 雅文

特別警報・台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

京都市【(京都・亀岡) (京都府南部) と表示される場合もあります】に『特別警報』・『暴風警報』・『震度5弱以上』の地震が発生した時は下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。その他の警報につき非常措置の場合は、ホームページやPTAメール配信等でお知らせします。

記

※ 登校前に発令された場合

1 『特別警報』が発令された場合

- 解除されるまでは命を守る行動を取ることを前提とし、登校を見合わせ自宅待機させてください。
- 「特別警報」が解除された場合については、下記のような措置を取ります。

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| ・午前0時までに解除になった場合 | 5校時（R2年度は13時25分）より始業（給食は中止） |
| ・午前0時現在、特別警報発令中場合 | 臨時休業 |

2 『暴風警報』が発令された場合

- 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 「暴風警報」が解除された場合については、下記のような措置を取ります。

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| ・午前7時までに解除になった場合 | 平常授業 |
| ・午前9時までに解除になった場合 | 3校時（R2年度は10時40分）より始業 |
| ・午前11時までに解除になった場合 | 5校時（R2年度は13時25分）より始業（給食は中止） |
| ・午前11時現在で暴風警報が発令されている場合 | 臨時休業 |

3 「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール配信、掲示板で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。)

4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

水害の避難勧告等について

本校の校区である明徳学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。明徳学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、原則、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

裏面あります

【参考】 避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

※ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合がありますので、学校ホームページやPTAメール配信、掲示板で、ご確認をお願いします。

避難勧告等 の種類	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時 の状況	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が 取るべき 行動	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始・速やかな避難に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難・屋内安全確保	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難をしそびれた者の立退き避難・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

5 『震度5弱以上』の地震が発生した場合

- 次の登校日を臨時休業とします。

- ・下校後、深夜0時までに発生した場合 翌日
- ・深夜0時以降、登校までに発生した場合 当日

- 『震度5弱以上』の地震が、休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ、PTAメール配信、校門前掲示等で授業を実施する旨を連絡します。

- 臨時休業とした場合の登校再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認し、ホームページ、PTAメール配信、校門前掲示等で連絡します。

※ 在校中に発令された場合

- 直ちに臨時休業とします。ただし、下校の安全が確認できるまでは、原則として児童を学校に留め置きます。

- その後、帰宅させるか学校に留め置くかは、保護者への引き渡し方法もふまえ、適切な状況判断により決定し、ホームページやPTAメール配信等でお知らせします。

* 緊急連絡先については常に最新のものを担任にお知らせください。（携帯電話が変更されて連絡ができないことがあります。）

* 区域外通学している場合は、町別で集団下校できませんので、保護者の方のお迎えをお願いします。

* 放課後まなび教室も同様に臨時休講となります。

* 学校が外部との連絡ができなくなりますので、電話でのお問い合わせは、できる限りご遠慮いただきますようご協力をよろしく願いします。

※ 特別警報・暴風警報発令中や解除直後、地震発生後

- 地域の状況を十分確認してください。切れた電線や倒壊の恐れのあるブロック塀には気をつけてください。また、川の増水、余震などの可能性があります。不用意な外出などは控えてください。

外に出なければならない時には、川や倒壊の恐れのあるところには近づかないなど、十分ご注意ください。